

「振込規定」改定のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

弊行では、振込資金返却時におけるお客さまへの利便性の向上等をはかるため、2021年（令和3年）3月15日（月）より振込規定を以下のとおり改定いたしますのでお知らせいたします。

変更前	変更後
6. (取引内容の照会等) (3)入金口座なし等の事由により振込資金が返却された場合には、すみやかに通知しますので、第8条に規定する組戻しの手続きに準じて、振込資金の受領等の手続きを行ってください。	6. (取引内容の照会等) (3)入金口座なし等の事由により振込資金が返却された場合には、すみやかに通知しますので、第8条に規定する組戻しの手続きに準じて、振込資金の受領等の手続きを行ってください。ただし、当行口座からの振込の場合には、上記にかかわらず通知を省略のうえ、振込金引落（お引出し）口座に資金を返却します。
10. (手数料) (2)組戻しおよび訂正の受付にあたっては、当行所定の組戻し訂正手数料をいただきます。この場合、前項の振込手数料は返却しません。	10. (手数料) (2)組戻しおよび訂正の受付、および第6条第3項のただし書きの場合の資金返却にあたっては、当行所定の組戻し訂正手数料をいただきます。この場合、前項の振込手数料は返却しません。